



**花巻市民憲章とは**

花巻市民憲章は、誰もが住みよいと思えるようなまちにしていけるための花巻市の指針や目標になるものです。

市民憲章に掲げる住みよいまち「明るいイーハトーブ」を実現するためには、市民一人一人がその精神に基づいた活動を実践していくことが大切です。

**市民憲章の普及のために**

市民憲章を通じたまちづくりを推進するため、花巻市市民憲章推進協議会では、毎年「市民憲章運動推進大会」を開催。市民憲章の精

わたくしたちは、花巻市民としての誇りを持ち、早池峰の風かおる豊かな自然と文化を大切にし、力を合わせて明るいイーハトーブの実現をめざします。

- 1. じょうぶなからだを持ち 深い知性を育てます
  - 1. すずんで働き 豊かなまちをつくります
  - 1. ひととふるさとを愛し 世界への眼をひらきます
- (平成19年3月1日制定)

神に基づく活動を長年実践している人々を表彰しているほか、まちづくりに関する講演会を実施し、市民憲章の普及と実践に努めています。

**標語で市民憲章を普及**

同協議会では、本市の次代を担う小学生を対象に、市民憲章に関心を持ち理解を深めてもらおうと標語を募集しています。

本年度は応募総数409点の中から、16点の作品が入選。最優秀賞に選ばれた作品は市民憲章ポスターに掲載し、市内の小中学校や公共施設に掲示します。



**令和6年度市民憲章運動実践活動表彰**

**個人の部**

- ▷阿部太さん…長年、宮野目地区グラウンド周辺の草刈り、樹木の伐採など、環境美化と地域貢献にご尽力され、環境美化や自然保護活動に努めています。
- ▷佐々木徳志さん…長年、地域の道路環境美化と交通の円滑化にご尽力され、環境美化や自然保護活動に努めています。
- ▷菅原得之さん…長年、地域の成り立ちをまとめ、その成果を自費で出版、無償配布されるなど、地域に貢献され、芸術や教育文化体育の発展に努めています。

**団体の部**

- ▷民話紙しばいグループ「まんだけら」…長年、地域に伝わる昔話を紙芝居にし、保育園や小学校、高齢者施設などで上演され、芸術や教育文化体育の発展活動にご尽力されています。

**令和6年度市民憲章標語表彰**

小さな手 私にだって できるよね  
みんなでつなぐ 思いやりとえがおの 花巻市  
最優秀賞 小原田凪優さん(大迫小4年)

優秀賞 ▷伊藤美虹さん(南城小4年)▷伊藤舞夏さん(大迫小6年)

佳作 ▷太田代麗衣さん(花巻小3年)▷高橋華さん(桜台小3年)▷久保田望心さん(湯口小6年)▷高橋結衣花さん(湯本小5年)▷遠藤りこさん(矢沢小2年)▷高橋麻友さん(宮野目小5年)▷安藤倅絆さん(太田小6年)▷平藤大地さん(笹間第一小3年)▷千葉湊太さん(石鳥谷小1年)▷大富仁菜さん(新堀小5年)▷玉山羽来さん(八幡小1年)▷晴山華子さん(八重畑小2年)▷菅野龍真さん(東和小1年)

\*同協議会では、随時会員を募集しています。詳しくは本館地域づくり課までお問い合わせください

**子育て世帯・低所得世帯・市内事業者を応援  
物価高騰に対する支援金を給付します**

市では、物価高騰の影響を受けている▶大学への入学や就職を控える子育て世帯▶住民税非課税世帯一などに支援金を給付します。対象世帯には案内書類を郵送しますので、内容を確認して提出をお願いします。

**修学児童・生徒世帯生活応援支援金** 【問い合わせ・申請】新館こども課(〒025-8601花城町9-30 ☎41-3149)

対象世帯には、2月7日付で確認書または申請書をお送りしています。

■対象 本年度中に満18歳となる児童(高校3年生相当)を養育する世帯で、児童または養育者が令和7年1月1日時点で本市の住民基本台帳に登録されている世帯(生活保護世帯または対象児童が就労している場合は対象外)

■給付額 満18歳となる児童1人当たり2万5千円

■申請期限 3月5日(水)

※満18歳となる児童を養育していて、確認書または申請書が届かない場合は、新館こども課にお問い合わせください。なお、申請書は市ホームページからダウンロードして提出できるほか、オンラインで申請も可能です



**価格高騰対応緊急支援給付金** 【問い合わせ・申請】新館地域福祉課(〒025-8601花城町9-30 ☎41-3572)

対象世帯には、2月12日付で確認書または申請書をお送りしています。

■対象 令和6年12月13日時点で本市の住民基本台帳に登録されていて、世帯全員が令和6年度の住民税非課税者で構成されている世帯 ※世帯全員が住民税課税者に税扶養されている世帯は対象外

■給付額  
○1世帯当たり3万円  
○対象世帯に18歳以下(平成18年4月2日～令和7年7月31日生まれ)の児童がいる場合、児童1人当たり2万円を加算

■申請期限 7月31日(木)

※次の世帯には申請書を送付しませんので、対象になると思われる場合は新館地域福祉課または各総合支所健康福祉係窓口で手続きするか、市ホームページから申請書をダウンロードして提出してください  
▶令和6年1月2日～12月13日の間に、本市へ転入した人がいる世帯▶令和6年度住民税申告を行っていない人がいる世帯



各支援金・給付金の振り込みには、申請後3～4週間程度かかります。

**物価高騰に対する市内事業者への支援**

市では、物価高騰の影響を受けている下記の市内事業者へ支援金を給付します。市内事業者にはそれぞれ手続きの案内をする予定です。

事業名	内容	問い合わせ
公共交通事業者緊急対策事業	■対象 市内に本社、営業所を有する乗合バス事業者、タクシー事業者 ■給付額 乗合バス1台当たり3万4千円、タクシー1台当たり1万2千円	新館都市政策課(☎41-3554)
中小企業持続支援事業(運輸事業者運行支援緊急対策交付金)	■対象 市内に本社、営業所などを有する貨物自動車運送事業者 ■給付額 営業用車両1台当たり2万1千円	本館商工労政課(☎41-3536)
観光・物産事業者等緊急対策事業	■対象 市内の本社、営業所で貸切バスを登録している事業者 ■給付額 貸切バス1台当たり3万4千円	本館観光課(☎41-3541)
ごみ処理事業	■対象 市内に本社、営業所を有する一般廃棄物収集運搬許可業者 ■給付額 許可車両1台当たり3万2千円	本館生活環境課(☎41-3544)
社会福祉施設等物価高騰対策事業	■対象 県の支援制度の対象外となっている介護サービス事業所、高齢者施設 ■給付額 定員1人当たり1万円	新館長寿福祉課(☎41-3576)
私立高校振興事業	■対象 市内の私立高校 ■対象経費 本年度下半期の光熱費(令和3年度比での上昇分のみ) ■給付上限額 95万円	教育委員会教育企画課(☎41-3141)

\*運輸事業者運行支援緊急対策交付金については、広報はなまき3月1日号でお知らせする予定です